

新発田市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成29年 6月30日

教委告示第2号

新発田市特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定め、平成29年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市立小学校又は中学校(以下「新発田市立小中学校」という。)の特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学級への就学のため必要な経費について新発田市特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項の規定により新発田市立小中学校に設置された特別支援学級に就学する児童又は生徒の保護者
- (2) 新発田市立小中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者

(支給費目)

第3条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品・通学用品購入費
- (2) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (3) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 修学旅行費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 通学費
- (8) 職場実習交通費
- (9) 交流及び共同学習交通費
- (10) 学校給食費

(支給区分)

第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の収入額及び需要額(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第1号に規定する収入額及び需要額をいう。)の区分に応じ、当該各号に掲げる費目とする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の者 前条第1号から第10号までに掲げる費目

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の者 前条第7号から第9号までに掲げる費目

2 前項の規定にかかわらず、新発田市就学援助規則(平成17年新発田市教育委員会規則第4号)別表第1に規定する準要保護者に係る支給費目は、前条第8号及び第9号に掲げる費目とする。

(支給額)

第5条 第3条に規定する支給費目に係る支給額は、国が定める特別支援教育就学奨励費補助金の補助単価により算出した額の範囲内の額で、教育委員会が別に定める。

(支給申請)

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書に必要な書類を添えて校長を経由し、教育委員会に申請しなければならない。

(支給決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、支給区分を決定し、申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第8条 就学奨励費は、前条の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)の同意を得て、校長が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支給するものとする。

(支給時期)

第9条 就学奨励費の支給時期は、教育委員会が別に定める。

(決定の取消し)

第10条 教育委員会は、受給者が虚偽の申請等不正な手段により就学奨励費を受給した場合は、その決定を取り消し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。